（氏名変更の届出）

第六十条の七の二　寡婦年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　寡婦年金の年金証書の年金コード

四　氏名の変更の理由

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　寡婦年金の年金証書

二　戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類

（氏名変更の理由の届出）

第六十条の七の三　寡婦年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前条第一項の規定による届書の提出を要しないときは、当該変更をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　氏名の変更の理由

2　前項の届書には、戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（老齢基礎年金に関する規定の準用）

第六十条の八　第二十条から第二十六条までの規定は、寡婦年金について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書」とあるのは「第六十条の二の例により、寡婦年金の裁定請求書」と、第二十六条中「第十八条の二」とあるのは「第六十条の六の二」と読み替えるものとする。

（裁定の請求）

第六十一条　法第十六条の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　死亡者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に死亡者の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該死亡者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍又は除かれた戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該死亡者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三～五　（略）

3・4　（略）

（新設）

（新設）

（老齢基礎年金に関する規定の準用）

第六十条の八　第十九条から第二十六条までの規定は、寡婦年金について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「第十六条、第十六条の二第三項又は第十六条の三の例により、老齢基礎年金の裁定請求書」とあるのは「第六十条の二の例により、寡婦年金の裁定請求書」と、第二十六条中「第十八条の二」とあるのは「第六十条の六の二」と読み替えるものとする。

（裁定の請求）

第六十一条　法第十六条の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　死亡者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに基礎年金番号

三～五　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡者の国民年金手帳

二　死亡者の死亡日を明らかにすることができる戸籍又は除かれた戸籍の抄本

三～五　（略）

3・4　（略）